



各 位

会 社 名 東邦ホールディングス株式会社 代表者名 代表取締役社長 濱田 矩男 (コード番号8129 東証第一部) 問合せ先 経 営 企 画 本 部 副 本 部 長 兼 広報・IR 室長 河村 真 (電話 03-6838-2803)

定款の一部変更に関するお知らせ

東邦ホールディングス株式会社(本社:東京都、代表取締役社長:濱田矩男)は、平成28年6月29日開催予定の第68回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社に移行することを本年5月11日に公表しておりますが、本日開催の取締役会で監査等委員会設置会社に移行するため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1)「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたのに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、定款について所要の見直しを行うものであります。
- (2) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役(監査等委員であるものを除く。) および監査等 委員である取締役の員数を適正規模とするべく、取締役(監査等委員であるものを除く。) の員数 は3名以上40名以内から30名以内に改め、監査等委員である取締役の員数は5名以内とするものであります。
- (3) 株主総会および取締役会の招集権者、議長について、柔軟な対応を可能にするため、所要の変更を行うものであります。
- (4)条文の追加および削除に伴う条数の変更ならびに字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)平成 28 年 6 月 29 日定款変更の効力発生日(予定)平成 28 年 6 月 29 日

以上

別紙

変更の内容は次のとおりであります。

第18条 (条文省略)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款 変 更 案 第1章 総 第1章 総 則 則 第1条 ~ 第4条 (現行どおり) 第1条 ~ 第4条 (条文省略) 第2章 株 式 第2章 株 式 第5条 ~ 第11条 (条文省略) 第5条 ~ 第11条 (現行どおり) 第3章 株主総会 第3章 株主総会 第12条 (現行どおり) 第12条 (条文省略) (招集権者および議長) (招集権者および議長) 第13条 ① 株主総会は、法令に別段の定め | 第13条 ① 株主総会は、法令に別段の定めが がある場合を除き、取締役会の決議 ある場合を除き、取締役会の決議によ によって、取締役社長が招集する。 って、取締役会であらかじめ定めた取 取締役社長に事故があるときは、取 締役がこれを招集し、議長となる。 締役会の定める順序により、他の取 締役が招集する。 ② 株主総会においては取締役社長 ② 当該取締役に事故があるときは、 が議長となる。取締役社長に事故が 取締役会の定める順序により、他の取 あるときは、取締役会の定める順序 締役が招集し、議長となる。 により、他の取締役が議長となる。 第 14 条 ~ 第 17 条 (条文省略) 第14条 ~ 第17条 (現行どおり) 第4章 取締役および取締役会 第4章 取締役および取締役会

第18条 (現行どおり)

変 更 案

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は<u>3名以上40</u>名以内 とする。

(新 設)

(取締役の選任)

第20条 取締役は株主総会の決議によって選任する。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。ただし、取締役の選任については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後1年以内に 終了する事業年度のうちの最終のも のに関する定時株主総会の終結の時 までとする。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(取締役の員数)

第 19 条 ① 当会社の取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>は 30 名以内とする。
② 当会社の監査等委員である取締役
<u>(以下、「監査等委員」という。)</u>は、

5名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。ただし、取締役の選任については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第21条 ① 取締役の任期は、選任後1年以内 に終了する事業年度のうちの最終の ものに関する定時株主総会の終結の 時までとする。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監査等 委員の任期は、選任後2年以内に終了 する事業年度のうちの最終のものに 関する定時株主総会の終結の時まで とする。
 - ③ 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
 - ④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

変 更 案

第 22 条 (条文省略)

(取締役会の招集)

- 第23条 ① 取締役会の招集は<u>取締役社長が</u> 行い、取締役社長に事故があるとき には取締役会の定める順序により他 の取締役が行う。取締役会の招集通 知は会日より3日前までに、各取締 役<u>および各監査役</u>に対し発するもの とする。ただし、緊急の場合はこの 期間を短縮することができる。
 - ② 取締役<u>および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の議長)

第24条 取締役会の議長は、<u>取締役社長</u>が行い、<u>取締役社長</u>に事故があるときは、 取締役会の定める順序により他の取 締役が議長になる。

(決議の方法)

- 第 25 条 ① (条文省略)
 - ② 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

第22条 (現行どおり)

(取締役会の招集)

- 第23条 ① 取締役会の招集は<u>取締役会であらかじめ定めた取締役がこれを招集する。当該取締役</u>に事故があるときには取締役会の定める順序により他の取締役が行う。取締役会の招集通知は会日より3日前までに、各取締役に対し発するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。
 - ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の議長)

第24条 取締役会の議長は、<u>取締役会であらか</u> <u>じめ定めた取締役</u>が行い、<u>当該取締役</u> に事故があるとき<u>に</u>は、取締役会の定 める順序により、他の取締役が議長<u>と</u> なる。

(決議の方法)

- 第25条 ① (現行どおり)
 - ② 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。

変 更 案

(新 設)

(業務執行の決定の取締役への委任)

第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項 の規定により、取締役会の決議によっ て重要な業務執行(同条第5項各号に 掲げる事項を除く。)の決定の全部また は一部を取締役に委任することができ る。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領 およびその結果ならびにその他法令 で定める事項は、議事録に記載また は記録し、出席した取締役<u>および監</u> 査役がこれに記名<u>捺</u>印または電子署 名を行う。

第27条 (条文省略)

(取締役の報酬等)

第 <u>28</u> 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議 によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 ① 当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった<u>もの</u>を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

② (条文省略)

第 <u>30</u>条 ~ 第 <u>31</u>条 (条文省略)

(取締役会の議事録)

第<u>27</u>条 取締役会における議事の経過の要領お よびその結果ならびにその他法令で定 める事項は、議事録に記載または記録 し、出席した取締役がこれに記名<u>押</u>印 または電子署名を行う。

第28条 (現行どおり)

(取締役の報酬等)

第<u>29</u>条 取締役の報酬等は、株主総会の決議に よって<u>監査等委員とそれ以外の取締</u> 役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第30条 ① 当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった<u>者</u>を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

② (現行どおり)

第31条 ~ 第32条 (現行どおり)

現 行 定 款	変更案
第5章 <u>監査役および監査役会</u>	第5章 <u>監査等委員会</u>
(<u>監査役および監査役会</u> の設置)	(<u>監査等委員会</u> の設置)
第32条 当会社は監査役および監査役会を置	第33条 当会社は監査等委員会を置く。
< ∘	
(監査役の員数)	(削除)
第33条 当会社の監査役は3名以上5名以内	
<u>とする。</u>	
<u>(監査役の選任)</u>	(削 除)
第 34 条 監査役は株主総会の決議によって選	
任する。監査役の選任決議は、議決	
権を行使することができる株主の議	
決権の3分の1以上を有する株主が	
出席し、その議決権の過半数をもっ	
<u>て行う。</u>	
(監査役の任期)	(削 除)
第 35 条 ① 監査役の任期は、選任後 4 年以	
内に終了する事業年度のうち最終の	
ー 時までとする。	
任期は、退任した監査役の任期の満	
<u>了する時までとする。</u>	
(常勤監査役)	(削 除)
第 36 条 監査役会は、監査役の中から常勤の	
監査役を選定する。	
<u></u>	

変 更 案

(監査役会の招集)

- 第 37 条 ① <u>監査役会</u>の招集通知は、会日の 3日前までに各<u>監査役</u>に対して発す る。ただし、緊急の場合はこの期間 を短縮することができる。
 - ② <u>監査役</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査役</u> 会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 <u>38</u> 条 <u>監査役会</u>の決議は、<u>法令に別段の定</u> めのある場合を除き、監査役の過半 数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 39 条 <u>監査役会</u>における議事の経過の要領 およびその結果ならびにその他法令 で定める事項は、議事録に記載また は記録し、出席した<u>監査役</u>がこれに 記名捺印または電子署名を行う。

(監査役会規則)

第 <u>40</u>条 <u>監査役会</u>に関する事項については、 法令または定款に定めるもののほ か、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役</u> 会規則による。

(監査役の報酬等)

第 41 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議 によって定める。

(監査等委員会の招集)

- 第34条 ① <u>監査等委員会</u>の招集通知は、会日 の3日前までに各<u>監査等委員</u>に対し て発する。ただし、緊急の場合はこの 期間を短縮することができる。
 - ② <u>監査等委員</u>全員の同意があると きは、招集の手続きを経ないで<u>監査等</u> 委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第<u>35</u>条 <u>監査等委員会</u>の決議は、<u>監査等委員の</u> <u>過半数が出席し、その</u>過半数をもって 行う。

(監査等委員会の議事録)

第<u>36</u>条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過の 要領およびその結果ならびにその他 法令で定める事項は、議事録に記載 または記録し、出席した<u>監査等委員</u>が これに記名<u>押</u>印または電子署名を行 う。

(監査等委員会規則)

第 37 条 監査等委員会に関する事項について は、法令または定款に定めるものの ほか、<u>監査等委員会</u>において定める 監査等委員会規則による。

(削 除)

(監査役の責任免除)

第42条 ① 当会社は、取締役会の決議によ って、監査役(監査役であったもの を含む。) の会社法第 423 条第1項 の賠償責任について、法令に定める 要件に該当する場合には、賠償責任 額から法令に定める最低責任限度 額を控除して得た額を限度として

免除することができる。

② 当会社は、監査役との間で、会 社法第 423 条第1項の賠償責任に ついて、法令に定める要件に該当す る場合には、賠償責任を限定する契 約を締結することができる。ただ し、当該契約に基づく限度額は、金 500万円以上であらかじめ定めた額 と、法令の定める最低責任限度額と のいずれか高い額とする。

第6章 会計監査人

第 43 条 ~ 第 45 条 (条文省略)

(会計監査人の報酬等)

第 46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役 第 41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第 47 条 ~ 第 50 条 (条文省略)

(削 除)

第6章 会計監査人

第 38 条 ~ 第 40 条 (現行どおり)

(会計監査人の報酬等)

監査等委員会の同意を得て定める。

算 第7章 計

第42条 ~ 第45条 (現行どおり)

現行定款	変 更 案
付則第1条この定款は、法令またはこの付則に別段の定めがあるものを除き、変更決議と同時に効力を発する。	付 則 (削 除)
(新一設)	(監査役の責任免除に関する経過措置) ① 当会社は、第 68 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。② 第 68 回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 42条第2項の定めるところによる。

以上